

当所の新型コロナウイルス感染症に係る対応について

国の緊急事態解除後、順次段階的な緩和措置が行われており、北海道も同様に段階的緩和が行われていることから、当所では6月22日から以下のとおり対応して参ります。

【開始日】

令和2年6月22日（月）より

【会議等について】

- ・会議等においては、マスク着用、手消毒の徹底、こまめな換気を行うなど、感染のリスク防止を図り、通常通り開催します。
- ・飲食を伴う会議等は、一定の距離を保つなど感染のリスク防止を図り、通常通り開催します。

【来所される皆様へ】

- (1) 発熱等、体調の優れない場合、来所をご遠慮ください。
- (2) マスクの着用と入口に備え付けの手消毒にご協力ください。

【職員の対応等について】

(1) 出勤について

- ・熱や喉の痛み、飲食の際に味がしないなど、少しでも体調が良くないと感じた場合、出勤を見合わせます。
- ・朝・夕の検温など体調管理に努めます。

(2) 接客について

- ・融資の相談等、接客の際はマスクを着用します。（来客にもマスクの着用をお願いします。）

(3) 出張

- ・出張は、国の段階的緩和措置に基づき通常通り実施していきます。

(4) その他

- ・手洗い、手消毒の徹底など、個人での感染防止に引き続き努めます。